

本マニュアルは、「北海道立衛生研究所動物実験取扱規程」に基づき、地震、火災等の緊急時における北海道立衛生研究所動物実験施設での対応について定める。なお、本マニュアルに記載なき事項については「北海道立衛生研究所消防計画」、「北海道立衛生研究所における逸走動物捕獲マニュアル」に従った対応を執ることとする。

1 命令、指揮系統

災害発生時には、実験動物管理者を現場責任者と定める。実験動物管理者が不在の場合は、副実験動物管理者とする。実験動物管理者は、動物実験施設の状況を確認したのち、被害状況などの情報を詳細に所長に報告し、所長の指示の下、復旧に向けた現場対応の指揮をとる。

2 動物実験施設利用者の対応マニュアル

(1) 初期対応

- ア 地震・火災等による災害発生時には、先ず自分自身の身の安全を確保する。
- イ 火災時に出火規模が小さければ初期消火等を行うとともに、火災、爆発などの二次被害の防止措置を行う。

(2) 実験中の動物への対応

- ア 小動物がケージから出ていた場合にはケージに収容し、床あるいは飼育棚に戻す。
- イ 覚醒下の大動物は繋留する。

(3) 使用中の機器への対応

運転中の機器は停止する。ガス、酸素ボンベが使用中の場合は、直ちに閉栓する。

(4) 使用中の薬品への対応

使用中の薬品は転倒ないし落下しないように床に置くなどの対処をする。

(5) 動物実験施設からの脱出

近くの出入り口から脱出する。その際、動物が逸走しないよう、扉を閉める。

(6) 勤務時間外の対応

勤務時間外に動物実験施設に災害が発生した場合、緊急時連絡網による連絡指示に従い、災害後の対応を行う。

3 災害終息後の対応

(1) 動物実験施設内の現状把握と復旧措置

- ア 建物内の損壊がある場合は、自己の安全のため進入してはならない。
- イ 実験動物管理者は、動物実験実施者とともに施設内の現状把握に努める。
- ウ 施設内の状況を確認した後、所長に詳細な報告を行い、所長の指示の下、復旧を行う。

(2) 実験動物の対応

- ア 実験動物の逸走、死亡の確認を行う。

- イ 動物実験施設内で逸走している実験動物がいる場合は、ケージ等に収容する。
- ウ 給餌給水体制、飼養保管設備及び実験室等の復旧を行う。
- エ 水や飼料の確保が難しい場合や飼育環境が著しく悪化した場合は、人道的な方法を用いて安楽死処置を施す。
- オ 今後の確保が難しい動物（コトンラット等）の生命維持を優先させる。

4 緊急時に向けた準備

(1) 水の確保

緊急時の給水及び用具（皿・ポリタンク・水分補給ジェル等）を確保しておく。

(2) 飼料備蓄

最低1ヶ月分程度の飼料の備蓄をしておく。飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えるものが望ましい。

(3) 停電対応

空調装置や照明等を準備しておく。自家発電装置は飼養保管設備をカバーできる高出力が望ましい。不可能な場合、家庭用温風機等の備えが必要となるが、併せて重油・軽油・灯油・カセットボンベ等も確保しておく。

(4) 汚物処理

汚物処理の対策を講じておく。緊急時、ケージや飼育架台等を水洗できない状況を考え、ウェットティッシュ、ペーパータオル、古新聞、厚手のポリ袋、ポリ手袋等を準備しておく。

(5) 飼育架台等の固定

震度5以上の直下型地震の揺れにも耐えうるよう、飼育ラックや試薬棚類の固定（二段重ねの棚は上下固定も有効）に努める。その際、飼育ケージや試薬びん等の落下防止のため棚板に栈をつけることが望ましい。

(6) 薬品等の管理と保管

実験動物管理者は、二次災害が発生する恐れのある危険物・可燃物、薬品等の適正な管理と保管を行うよう動物実験実施者に徹底させる。

(7) 地域住民への対応

緊急時に地域住民に無用な不安を与えないよう、日頃から地域住民に対し、当施設の構造・研究内容等について説明や資料の提供に努める。

5 勤務時間外における緊急時連絡体制

飼育担当者→実験動物管理者→所長

→感染症センター長

→感染症部長→各部長

→主幹（総務グループ）

→副実験動物管理者

→動物実験責任者→動物実験実施者

以上